

5 休業の状況

職員の休業制度については、育児休業及び自己啓発休業を設けており、それぞれの取得状況については、次のとおりです。

5-1 育児休業

育児休業又は部分休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営に資するための休業制度です。

部局	性別	取得者数	
		育児休業	部分休業
知 事	男性	23	
	女性	50	10
教 育	男性	9	
	女性	332	8
警 察	男性	3	
	女性	57	27
計	男性	35	
	女性	439	45

5-2 自己啓発休業

自己啓発休業は、職員の自発的な大学等における修学又は国際貢献活動を可能とするための休業制度です。

部局	取得者数	大学等課程の履修	国際貢献活動
知 事			
教 育	1		1
警 察			
計	1		1

5-3 配偶者同行休業

配偶者同行休業は、公務で活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進することを目的として、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とするための休業制度です。

部局	取得者数	配偶者同行休業の対象となる			
		外国での勤務	事業経営その他個人が業として行う活動	外国の大学における修学	その他
知 事					
教 育	1	1			
警 察	1	1			
計	2	2			